

参考【国の基本方針との関係】

障害者差別解消法第6条第1項の規定に基づき策定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）では、下記のように謳われている。

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 基本的な考え方

(3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。

法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。